

# 事業計画書

平成 28 年度 指定就労移行支援事業所 のぞみ共同作業所・マイフレンド

## 1. 事業運営基本方針

- (1)利用者が事業所の利用を通じて自信を深め、自らが望む職業生活を続けられるよう支援する。
- (2)地域住民と積極的に交流し、地域にとって必要な就労移行支援事業所を目指す。

## 2. 今年度事業目標

- (1)生産活動やプログラム等、事業所の支援を通して、利用者が自分自身を理解し、長所を活かして働き続けることができるよう支援する。
- (2)具体的で身近な目標を設定し、目標に合わせた支援を提供することで、利用者が日々の事業所での活動に意欲的に取り組めるようにする。
- (3)地域の中での事業所の役割を意識し、関係機関や地域住民からのニーズを広く取り入れるとともに、事業所や法人全体の活動について積極的に発信する。
- (4)利用者が雇用先企業に受け入れられるよう企業への支援を行う。

## 3. 事業内容

- (1)多くの利用者に利用していただくために

相談支援事業所、地域のクリニックをはじめとした関係機関を定期的に訪問し、就労移行支援事業についての紹介を続けるとともに、地域からの就労移行支援事業へのニーズを把握するよう努める。また、年 4 回事業説明会を開催し、広く地域の方々に就労移行支援事業を知っていただく機会とする。

- (2)就労に向けての支援

利用者の将来の希望を把握し、その実現のための具体的な目標を利用者とともに考える。事業所の利用を経て就労生活を続けている方々の話を聞く機会や、地域の企業を見学させていただく機会を積極的に設け、利用者が就労後のイメージを具体的に持てるようにする。就労支援員、生活支援員、職業指導員の役割をお互いに確認し合う機会を作り、効果的に連携して利用者を支援することを目指す。

### ○生活支援

必要に応じて医療機関や家族等と連携し、利用者の現在の生活について把握するよう努める。その上で、将来、働き続けるために今どのような日常生活を送ればよいか、生活ノート等を活用しながら利用者とともに考える。利用者が生活面における課題や悩みについて、医療機関や生活支援サービスに相談できるよう支援する。利用者が本来持っている力を発揮するために、日常生活や生産活動などを通して体調の変化や疲労の度合い、不調の

サインを把握して、対処や予防の方法を知り、自ら実践できるよう支援する。

#### ○職業生活やコミュニケーション

ビジネスマナー講座や SST などの講座を提供し、利用者が職業生活を続ける上で必要な知識や技術を習得できるよう支援する。また自分の特性を理解し、成功体験を積み重ねられる実践の場として生産活動や職場実習を提供する。生産活動については、様々な方法で提供することで、利用者の新たな一面を知るアセスメントの機会としても活用する。

#### ○求職活動への支援

職歴や訓練成果を振り返り、利用者が将来希望する生活や就きたい職業を具体的に描けるよう働きかける。自分に適した職業を選び、就労意欲を企業に伝え内定が得られるよう支援する。事業の利用を通して、自分の特長や得意分野、健康管理に必要な情報、企業に求める配慮など働く上で必要な事項を見出し、企業に伝えられるよう支援する。

#### ○他機関との連携

様々な場面において、他機関と積極的に連携し利用者を支援する。利用者にとっての相談窓口を増やすとともに、利用終了後に備えて支援の幅が広がることを目指す。

#### (3)就職後の支援

企業に対し、利用者の適性や特性を伝えたり、また企業内で利用者への支援を行うなどして、利用者の雇用がスムーズに進められるよう支援する。利用者には、社会の中で働く喜びを実感できるよう支援を提供する。利用者から働く上での希望や不安について相談を受けた際には、企業との調整を行い、長く安定して働けるよう支援する。

#### (4)職員の資質向上

多様な障がいに対応して適切な支援を提供できるよう、また福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、法人内外の研修に参加する。得られた知識や情報は職員間で共有し、支援に反映していく。

## 4. 営業日、日課、年間予定

### (1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：月曜日から金曜日及び毎月第 2・4 土曜日の午前 9 時～午後 6 時までとする。

休日：日曜日と第 1・3・5 土曜日。その他、5 月 3 日～5 日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日。

サービス提供時間：営業日の午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

### (2)日課

9:00 朝礼・清掃 9:30 訓練①開始 12:00 昼休み 13:00 訓練②開始

14:30 訓練③開始 16:00 振り返り 16:30 終業

### (3)年間予定

連絡会(月 1 回)、企業見学(年 2 回以上)、防災訓練(年 2 回)、障害者施設歯科健診(年 1 回)、就職者を祝う会(年 1 回)、就労移行事業説明会(年 4 回)

# 事業計画書

## 平成28年度 指定自立訓練(生活訓練)事業所 のぞみ workshop

### 1. 事業運営における基本姿勢

- (1)利用者が事業所の中で経験するすべての事柄が、現在の生活に役立ち、将来においても支えになるように、吟味された意味と根拠をもって事業を運営する。
- (2)生活訓練とは、利用者が自らの力をアセスメントし、そこから将来の理想の生活を見つける環境と時間を提供する事業であることを意識して運営する。
- (3)プログラム内容、支援方法、事業所の雰囲気などを見直す機会を定期的に設け、利用者が入院から地域へ、自宅から社会へステップするための場所としての機能を高める。
- (4)利用者と市民が自然にふれあえるような事業運営を展開することで地域の社会資源としての価値を高める。

### 2. 利用者への支援における基本姿勢

- (1)生活訓練の生活支援員として専門性を大切にしながら、まず障がいを抱えながら地域に暮らす利用者が一番近くで寄り添い、支える支援者であることを常に意識する。
- (2)訪問も含めた個別プログラムや柔軟な利用期間の設定など、多彩な支援を展開できる生活訓練の強みを活かし、利用者それぞれの現状に最適な事業の利用方法を提案する。
- (3)利用年限が定められた中で、利用者に対してできる限り多くの体験ができるような環境と時間を提供し、そこでの気づきを経験に変えていく過程を支援する。
- (4)相談支援事業所をはじめ、利用者を共に支える関係機関と密に連携しながら支援する。そのために、関係機関に対して事業所内での取り組みについて積極的に発信する。

### 3. 支援内容

利用者との話し合いにより作成した自立訓練(生活訓練)計画に基づき、以下の支援内容を適切に組み合わせながら利用者の目標実現に向けた支援を提供する。

#### (1)生活技術プログラム、作業プログラム

調理や洗濯、買い物や縫い物をはじめとする家事から、銀行・郵便局など公共機関の利用まで、日々繰り返されている生活場面を再現し、それらに必要な技術の向上を目指す。また、市民から提供される物品のリサイクル活動を中心に、利用者の作業能力の向上や、地域との関わり方を身に付けていくことを目的とした様々な作業プログラムを提供する。

#### (2)学習プログラム

地域生活を充実させることを目的に、食事の摂り方を振り返る栄養勉強会、疾病や障がいについての精神保健勉強会、暮らしに役立つ技術についての家事勉強会、クイズ形式で思考力を養う頭の体操を行う。

### (3)文化活動プログラム、軽スポーツプログラム

利用者が新たな生活の楽しみや、自らの可能性を発見する機会として、デッサン、ポストカード、リコーダー、書道、ペン字、茶道の各教室を実施する。また、卓球やヨガ、市民体育館が主催するスポーツ教室への参加などにより体力の維持向上やリラクゼーション、多くの人との交流などスポーツが持つ様々な魅力を感じられる機会も提供する。

### (4)外出プログラム

地域の様々な場所を訪れる機会を提供することで、利用者が外出や余暇活動についての興味関心を高め、自らの力でも生活の中に楽しみを増やしていけるように支援する。

### (5)事業所外プログラム、訪問によるプログラム

利用者の様々なニーズに柔軟に対応するために、地域の公共施設などを利用した事業所外プログラムを積極的に行う。また、利用者の自宅や住み慣れた地域に訪問することで利用者個々の状況に合わせた個別プログラムも行う。

### (6)相談、アウトリーチ

相談支援事業所を始めとする他機関との連携を密にし、訪問によるプログラムも活用しながら、地域生活の充実を希望する利用者及び利用者家族からの相談に積極的に対応する。

### (7)地域交流

自治会や地区福祉委員会、商店街組合、地区公民館と積極的に交流して利用者が地域市民と気軽に関われる機会を提供する一方、地域の社会資源としての事業所の価値も高める。

### (8)職員の資質向上についての取り組み

人権への意識や支援技術の向上を目指して、全ての職員が法人内外で実施される障がい保健福祉に関する研修に積極的に取り組む。

## 4. 営業日、日課、年間予定ほか

営業日、営業時間	原則 月曜日～金曜日の9時30分～17時30分	
休日	原則 土、日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日	
サービス提供時間 日課	9:30 ～ 朝礼 9:40 ～ 生活技術・作業プログラム 12:00 ～ 食会・休憩 13:00 ～ 勉強会	14:00 ～ 文化活動 学習プログラム 軽スポーツ 15:00 ～ 個別支援プログラム 訪問プログラム
年間予定	外出プログラム(毎月1回)、連絡会(毎月1回)、実習生受け入れ(年2回)、障がい者施設歯科健診(10月)、防災訓練(年3回)、第三者委員との懇談会(年1回)、地域行事への参加(年5回程度)	

# 事業計画書

平成 28 年度 指定生活介護事業所 ブルーリボン・きらめき

## 1. 事業運営基本計画

- (1)利用者が事業活動を通して様々な人との出会いや経験を得ることで、日常生活や将来の生活などのあらゆる場面において、利用者自身で意欲や希望を見出し、自信を持って自らの生きる道を選択できるような事業運営を目指す。
- (2)障がい者権利条約の合理的配慮の観点から、利用者が抱える生活のし辛さを、利用者本人や家族の努力だけでなく、地域社会や行政を巻き込んだ体制で支える仕組みを構築し、地域生活において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。
- (3)地域交流を促進し、市民活力を積極的に事業活動に取り入れ、利用者の活動を地域へ発信することで、同じコミュニティの一生活者であるという視点を地域で育み、利用者も含めた誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを、吹田の中で実現していくことを目指す。

## 2. 生活介護事業としての支援目標

- (1)リカバリーという言葉が持つ本当の意味を踏まえ、単に回復するというだけではなく、心が穏やかになり、希望を持つということが実現できるような支援を行う。そのためには、人とのつながりが不可欠であり、事業活動を通して、支援者だけでなく常に地域住民や、相互援助が展開できる利用者同士とつながっていることが実感できる支援を行う。
- (2)利用者の個々の利用目的に対応できるよう、常に新しい視点を事業活動に取り入れ、仕事・余暇・健康面など様々な場面で利用者が経験値を増やし、生きる意欲が増進するような支援を行う。
- (3)利用者が自分の抱える不安や悩みを話すことができ、社会の常識だけに捉われない自由な発想の中で、自分の心から湧き上ってくるニーズをもとに、自分自身が思い描く生活を送ることを応援できるような支援を行う。
- (4)支援者だけでは提供できない多様な市民力を事業活動に取り入れることで、利用者の生活がさらに豊かなものになるような支援を行い、それに伴うボランティアコーディネートを行う。

## 3. ブルーリボン・きらめきそれぞれの支援

上記の支援目標を基盤とし、各所では以下の支援を行う。またその際にはストレングスマodelの視点を基盤とし、社会の中で利用者が様々な形でリカバリーできるような支援を行う。

### (1)ブルーリボンで行う支援

○エンパワメントの実践

利用者やボランティアで作られるブルーリボンという場が、利用者同士を元気づけ、生活の中での充実感や達成感、向上心を持つことができ、利用者の力が肯定されるように、場の持つ力を最大限効果的に活かした支援を行う。

○希望を持って歩む

障がいを抱えながら生活をしている利用者の今の姿が大切にされ、そして今後の生活においても利用者が自己決定できるよう、現在の利用者の状況にも将来の在り方にも、利用者と職員がともに希望を持って歩めるような支援を行う。

○利用者間の相互サポートや他者とのふれあいを活用したリカバリーの促し

ブルーリボンで誰かとともにいることで、他者とのつながりが実感でき、またその生き方をお互いに認め合えるような支援を行う。さらに、利用者からのニーズがあれば、語り合う場などを提供し、思いを分かち合えるような支援を行う。

(2)きらめきで行う支援

○新たな目標が見いだせるように

日々の中で心身ともに再充電し、現在の自分を利用者自身が肯定することで、他者から押しつけられるのではなく、再び人と関わる楽しさや新しい希望や目標を利用者自身が見つけていき、自己肯定感を高めることができるような支援を行う。

○それぞれのペースを活用したリカバリーの促し

生き方や目標は一人ひとりが違って当然であるという多様性に利用者自身が気づき、それぞれのペースで日々を過ごすことで、これまでの生き辛さからリカバリーしていけるような支援を行う。その中で、地域との関わりに目を向け、一生活者として生きることの充実感を抱いていけるような支援を行う。

(3)職員の資質向上のための取り組み

職員は、権利擁護への意識の向上や、新たな支援技術獲得、または基礎的な支援技術の再確認のための研修に参加し、研修内容を全職員で共有するための伝達研修を実施する。

4. 営業日・日課・年間予定ほか

	ブルーリボン	きらめき
(1)営業日	原則月曜日から金曜日	
(2)休日	原則土・日・祝日。その他 8月13日～16日、12月29日～1月4日。	
(3)サービス提供日、時間	原則開所日の 9時～17時 (火曜日は 19時、木曜日は 18時まで)	原則開所日の 10時～18時
(4)日課	9:00～開所・喫茶営業 10:00～コーヒー染め・プログラム 17:00～閉所(火曜日は 19:00、木曜日は 18:00 閉所)	10:00～開所・プログラム 14:00～夕食会準備(週 2 回) 16:45～夕食会(週 2 回) 18:00～閉所
(5)年間予定	防災訓練、障害者施設歯科健診、連絡会、各種プログラム	

# 事業計画書

平成 28 年度 指定就労継続支援 B 型事業所 サフラン

## 1. 事業運営基本計画

- (1)利用者が望む地域生活を実現できるよう、それぞれのニーズに沿った支援を行う。
- (2)利用者が事業所内で継続して生産活動に取り組めるよう、環境を整える。
- (3)「人と人」「地域と事業所」のつながりの輪を広げることで事業の目的を周知し、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す。

## 2. 支援目標

- (1)利用者の事業利用目的を把握し、就労継続支援 B 型計画に基づいて多様なサービスや生産活動を提供する。
- (2)利用者が安心して事業所内で働き続けることができるよう、一人ひとりの特性、意向に合わせて事業所の環境を整え、多種多様な生産活動を提供する。
- (3)就労のために必要な知識、能力の向上が期待できるサービスを提供し、就労支援機関と連携しながら利用者の求職活動を支援する。
- (4)利用者及び家族の相談に応じ、福祉医療サービス等他機関と連携することで、個人の意思、自主性が尊重された暮らしを地域で送れるよう支援する。
- (5)地域住民と利用者の交流の場をつくり、事業所の活動を知ってもらう機会とする。

## 3. 支援内容

- (1)一人ひとりの利用者から十分に話を聞き、ニーズを把握する。利用者のニーズを基に就労継続支援 B 型計画を作成し、計画に沿った支援を提供する。

- (2)生産活動(弁当の調理、販売及び配達、紙すき作業、バザー等事業所外活動)

利用者一人ひとりが充実感や達成感を得られるようさまざまな生産活動を行う。

調理については、引き続き調理経験の少ない利用者でも安心して参加できる作業体制を作る。調理ではベテランとなった、利用期間の長い利用者には、利用者の育成に関わることで新たなやりがいを感じられるようにする。

利用者のさらなる活躍や可能性を広げられる場として、紙すき作業の充実を図る。従来から取り組んできた作業についても、メニュー表の色塗りを活かして市民文化祭に出展してみるなど、生産活動以外にも発展させていくことで利用者が自分の長所を發揮し、地域での生活を豊かなものにしていけるよう支援する。

- (3)生活支援

利用者が 20 代から 70 代まで在籍している特性から、高齢化に伴う内科的・外科的な課題や、金銭管理など本来事業所が提供するサービスでは限界のあるような、さまざまな生活

問題に直面している。そのため、面談の場だけでなく日常から利用者一人ひとりとの対話を大切にする。サフラン内で支援できることと、できないことを整理し、情報の収集およびサービスの研究を深める。サフランを利用する目的も異なる利用者それぞれが、作業や就労だけでなく個性や希望を発揮実現できる場として、また余暇を充実させるためにバラエティに富んだプログラムを今後も継続して行う。

#### (4)就労支援

就労への希望の実現に向けて、就労移行支援事業所をはじめ就労支援機関との連携を図る。就労するために必要なコミュニケーション力を身に付けられるよう、SSTを実施する。

#### (5)地域交流活動(青山台地区住民との交流、連絡会、サフラン総会の実施)

地区福祉委員会、商店会など地域の諸団体と交流し、サフランの活動を知っていただく。また利用者と地域とをつなぐ役割を担っていただけるよう、ボランティアの受け入れに積極的に取り組む。

#### (6)家族への支援

連絡会や家族茶話会を通じて、家族と定期的に連絡をとりあう。利用者に関することばかりでなく、家族自身が思いを話せるような関係を築くことに努める。特に家族茶話会では家族同士が思いを分かち合い、新たな気づきの発見に繋がることを目指す。

#### (7)職員の資質向上のための取り組み

人権への意識や支援技術の向上を目指し、法人内外で実施される研修に積極的に参加する。受講後は事業所内で伝達研修を行う。また勉強会を実施し支援計画の策定や支援内容について検討を行い、よりよいサービス提供に努める。

#### (8)事業所の体制整備

職員会議を定期開催しその記録を徹底する。男性利用者の休憩スペースの確保や、脱衣所、2階倉庫、事務室内の整理につとめる。

### 4. 営業日・日課・年間行事予定

(1)営業日・営業時間...原則として月曜日から金曜日 9:00～17:00

(サービス提供日・サービス提供時間も同じ)

(2)休日...原則として土曜日、日曜日、祝日。8月13日～16日、12月29日～1月4日

(3)日課

9:00～11:30 朝礼・作業 11:30～13:15 昼食・休憩 13:15～14:30 作業

14:30～15:00 清掃 15:00～15:30 終礼 17:00 閉所

(4)年間行事予定

サフラン総会(年1回)、青山台福祉ふれあい祭り参加(年1回11月頃)、障害者施設歯科健診(年1回)、歯科出前講座(年1回)、防災訓練(年2回)、北千里地区公民館文化祭参加(年1回11月頃)、旅行(年1回)



# 事業計画書

平成28年度 地域活動支援センター シード

## 1. 事業運営基本計画

- (1)利用者の望む地域生活実現に向け、社会参加と自立促進の機会と場の提供に努める。
- (2)地域との結びつきを重視し、行政、福祉、医療関係者との連携を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。

## 2. 事業内容

### (1)ゆるやかに人と関わることのできる活動

- ・利用者が安心して参加できるプログラムや自立に向けたプログラム作りをすることで、福祉の入口としての機能を高める。
- ・利用者の希望を確認し、趣味などにつながるプログラムの提供を行う。
- ・各種プログラム活動を通し、利用者同士が良好な関係作りができるように支援する。また次のステップについても一緒に考える。

### (2)グループワーク活動

- ・人との関わりが特に苦手な方やまだ自信がない方を対象にグループワークを実施し、一人ひとりの個性と状況に合わせた支援を行う。
- ・利用者みんなで取り組める活動を通し、人とゆるやかに関わる機会を提供する。その中で人との距離感を養い、達成感を感じ生活に自信を取り戻すことを目指す。
- ・利用者の希望に合わせステップアップの場を作ることを行政、福祉、医療関係者と連携し進めていく。

### (3)地域交流活動

地域住民の障がいに対する理解を深めるため、施設内にとどまらず地域の活動に積極的に参加する。

- ・市民の福祉に対する啓発の企画、協力
- ・ボランティア活動への参加、支援
- ・実習生、見学者の受け入れ
- ・地域のイベントやお祭りへの参加

### (4)情報提供

利用者やその家族に必要な情報を以下の方法で提供する。また個別に声かけも行き周知に努める。

- ・情報交換会「定例プログラム」の実施
- ・機関紙「シード便り」発行(毎月)
- ・利用契約時の面談(半年に1回)

・施設内掲示板の活用(随時)

(5) 日常生活相談

地域の相談窓口として、障がいを持つ人が抱える、さまざまな問題について相談に応じ、解決に向けた助言や支援を行う。必要に応じてより専門性の高い機関へつなぐ。

3. 営業日・休日・年間行事予定

(1) 営業日：原則として、月・水・金曜日10:00～18:00、火・木曜日12:00～20:00

(2) 休日：原則として、土・日・祝日。その他、8月13日～16日および12月29日～1月4日

(3) 年間行事予定

定例	フリースペース(月4回)、スペース開放(月3回)、定例プログラム(月4回)、グループワークホワイト(週1回)、グループワークスタディ(月2回)、らくちん会(週1回)、パソコンサロン(週1回)、ピアカウンセリング(月2回)、絵手紙(月1回)、おかし作り(月1回)、街かど探検隊(月1回)、資源回収(月1回)、粉モノの会(月1回)、小物作り(月1回)、片付け&お茶会(月1回)、発送作業(月1回)、ピアスタッフ研修会(年4回)、防災訓練(年2回)、シード報告会(年1回)、流しそうめん大会(年1回7月頃)、藤白台夜店参加(年1回8月頃)、もちつき大会(年1回2月頃)、ふれあいバザー(年1回5月頃) 偶数月：連絡会 奇数月：ボランティア交流会
----	---

# 事業計画書

平成28年度 相談支援事業 シード

## 1. 事業運営基本計画

- (1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう関係機関と連携を図り相談支援を実施する。
- (2)地域において障がい者を支えるネットワーク拡充のため、関係機関との連携強化、社会資源の改善、開発を推進する。
- (3)障がいのある児童が、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。

## 2. 事業内容

### (1)吹田市障害者等相談支援事業(委託相談)

地域の相談窓口として、障がいを持つ人が抱える、さまざまな問題について相談に応じ、解決に向けた助言や支援を行う。また障がい種別や年齢を問わず、あらゆる相談に対応できるように他機関との連携を図る。さらに障がい者の地域生活を支援する体制の整備・充実を図るため、吹田市地域自立支援協議会へ参画し、地域課題の確認と行政への提言を行う。

### (2)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

利用者やその家族から相談を受け、アセスメントを実施し、利用者が思い描く地域生活の実現に向けプランニング(サービス等利用計画の作成)を行う、その上で居宅介護事業や介護給付・訓練等給付事業、教育機関などの利用が必要な場合は、その利用申請や利用定着の支援を行う。相談の内容によってはより専門性の高い機関へつなげる。

### (3)指定一般相談支援事業(地域移行)

障害者支援施設に入所している障がい者、又は精神科病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談及び支援を行う。

## 3. その他

### (1)研修の実施

外部での研修と併せ、計画的に内部研修を実施し、職員全体のスキルをアップさせよりよい相談支援体制を目指す。

### (2)相談受付時間・休日

相談受付時間：月・水・金10:00～18:00、火・木12:00～20:00

休日：土・日・祝日。その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日

# 事業計画書

平成 28 年度 相談支援事業 トロイム

## 1. 事業運営基本計画

- (1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう相談支援事業を展開する。
- (2)障がいがある児童が心身ともに健やかに育成されるよう支援する。

## 2. 支援目標

- (1)障がいがあっても、地域で暮らし、自分の希望をかなえられるように、ライフステージに応じた支援の構築を行う。
- (2)継続した支援を実現するため、モニタリングを実施し、一度作成した計画に固執することなく柔軟に本人の希望に沿った計画支援を実施していく。

## 3. 支援内容

### (1)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)

利用者やその家族から相談を受け、本人の状況を聞き取り、現状の困りごとを整理したうえで、将来への希望を含めた目標設定を行う。その目標へ近づいて行くためのプランニング(サービス等利用計画の作成)を行い、本人の希望に対応できる事業所を紹介し、支援体制を確立する。利用者やその家族と一緒にプランニングするという姿勢を常に意識して支援を行う。

### (2)相談支援専門員の責務

相談支援専門員は、利用者が地域で一人の人間として生きていくためのプランニングを手伝うことが役割である。その役割を意識し常に地域の資源、制度、インフォーマルな支援などに理解を深めておかななくてはならない。また、中立、公正なプランニングを実践するとともに、自らの資質の向上にも努める。

### (3)相談支援専門員の支援技術向上

計画相談では本人に寄り添った支援が当然だが、どうしても要望に合わせた計画になりがちである。本来の計画相談はしっかりとしたアセスメントに基づく計画でなくてはならない。そのためには、相談支援専門員が対人援助技術のみならず、専門性と中立性をもち、地域の状況もしっかり把握する必要がある。個々の相談支援専門員の努力に求めるのではなく、計画的な研修の機会を設け、専門性に磨きをかける。さらに地域の関係者の集まる会議などへも進んで参画することで地域の活きた情報を更新できるようにしていく。

### (4)相談支援専門員の増員

計画相談は平成 27 年 4 月から全てのサービス利用者が対象となり、セルフプランを利用している利用者も順次、計画相談への移行が求められている。しかし、吹田市の現状では、

いまだ 100%を達成することは難しい。計画相談は利用者にとっても重要な支援のひとつであり、より良い方向へ進めるために、吹田市とともに計画相談の推進に協力し、相談支援専門員を増やしていくための活動も広げていかななくてはならない。法人職員に対しても、計画相談の重要性を伝え、計画相談の意義を理解してもらったうえで、新たに相談支援専門員になりたいという職員へは計画作成のプロセスに関わってもらい、相談支援専門員になった時、すぐに支援の現場に出ていけるようにしていく。

#### **4. 相談受付時間・休日**

(1)相談受付時間：月～金 10:00～15:00

(2)休日：土・日・祝日。その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日

# 事業計画書

平成28年度 指定共同生活援助事業(介護サービス包括型) エスペランサ  
(住居名 エスペランサ(住居1) よつば荘(住居2) ピオラのぞみ(住居3)  
ピオラのぞみサテライト エスペランササテライト)

## 1. 事業運営基本計画

- (1)地域の一人として普通の生活を希望する利用者に、「住まい」としての役割を果たし、その人らしい生活を組み立てていく過程に関わることで、安心して生活できることを目的とした事業運営を目指す。
- (2)職員は関係機関との連携を深め、研修に積極的に参加し、障がい者の生活支援を学び、利用者の質の高い生活に資するよう努める。
- (3)関連する法律がさまざまに変化する中であっても、利用者の生活を守るため安定した運営を行う。

## 2. 支援目標

- (1)一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して、主体的に生活できるよう、個々の生活目標に沿った適切な支援を行なう。
- (2)利用者が日常生活を支障なく送れるよう、安全で快適な生活環境を整える。
- (3)利用者の生活状況を把握し、医療機関、関係諸機関と連携しながら、利用者の健康保持に努める。
- (4)利用者が単身での生活を希望する場合、円滑に移行できるよう支援する。
- (5)災害時の対策については日頃から利用者とともに考えより実践的な訓練等を行う。
- (6)近隣住民との関係を良好に保てるよう努める。

## 3. 支援内容

### (1)共同生活援助計画の作成

利用者の意向を確認して共同生活援助計画を作成し、定期的な評価・見直しを行う。

### (2)生活に関する支援

共有スペースの清掃、設備・器具の維持管理、食事を提供する。栄養に関するアドバイス、調理、買い物など、家事全般への幅広い相談に応じる。

### (3)相談支援

訪問による日々の相談、希望や状況に応じた通院時・入院時支援を行う。また日常生活に係るさまざまな情報の提供や、必要な社会資源とのコーディネートを行う。

### (4)入居者ミーティング

利用者同士の円滑な関係性の維持や快適な生活環境を整えるため、入居者ミーティング

を定期的開催する。

#### (5)連絡会

活動方針や環境整備などについて意見を交換し、事業運営に生かしていくため、利用者や利用者家族、世話人、生活支援員、地域関係者などで構成される連絡会を定期的開催する。

#### (6)適切な支援関係の構築

職員間での連携を深め、法人内外での研修を通して支援の内容を検討し、職員全体の資質を向上させ、より良い支援体制を目指す。

#### (7)権利擁護

職員は適切な個人情報の取り扱いに努め、虐待事例などに学び、常に権利擁護についての意識を高める。利用者相互に持つ権利について一人ひとりが理解し、より良い関係を築いていけるよう支援する。

#### (8)地域との関係づくりと安全の確保

住まいとしての安全性を高めるために、防災、防犯に努め、地域防災訓練、自治会活動等に積極的に参加する。また障がい者グループホームについて地域住民の理解を深めるための活動も行う。

#### (9)健康管理

職員は利用者の同意を得て、検査結果や診断内容を把握できるよう努める。生活上配慮すべきことがある場合には、主治医や関係機関と相談、連携しながら支援する。

### 4. 住居ごとの特色を生かして

エスペランサ(住居 1)では高齢の利用者が増え、今後介護予防も必要になってきている。一日でも長く利用できるよう、支援者間で知識を共有しながら、必要であれば地域包括支援センターなどとも連携できるような支援体制を構築する。

よつば荘(住居 2)では、近隣住民の理解を進めるため今後も継続的な働きかけを行う。

ピオラのぞみ(住居 3)、および各サテライト住居においてはワンルームマンションを利用した個別性の高さと集団生活のバランスを活かし、相談を中心として利用者の希望する生活の形が構築できるよう支援する。

### 5. 年間行事予定

入居者ミーティング、家族連絡会…2か月に1回交互に行う 年12回(住居ごと)

防災訓練…年3回程度(マンション防災委員会、地区自治会、等と連携)

防災ミーティング、机上訓練…年2回以上(入居者ミーティング時)

レクリエーション、食事会等…入居者ミーティングで決定